

議案第 35 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和 54 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市総合計画審議会の項中「策定」の次に「及び推進に関する事項」を加え、同部小田原市地域福祉計画策定検討委員会の項の次に次のように加える。

小田原市成年 後見制度利用 促進審議会	成年後見制度の利用の促進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10 人以内
---------------------------	--	--------

別表市長の部小田原市食育推進計画策定検討委員会の項を次のように改める。

小田原市健康 増進計画推進 委員会	小田原市健康増進計画の策定及び推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	30 人以内
-------------------------	---	--------

別表市長の部小田原市自殺対策計画策定検討委員会の項を削り、同部小田原市観光交流センター指定候補者選定委員会の項の次に次のように加える。

美食のまち小 田原推進事業 者選定委員会	美食のまち小田原推進事業を委託する事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	7 人以内
----------------------------	---	-------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正）
- 2 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和 44 年小田原市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 小田原市食育推進計画策定検討委員会の項中「小田原市食育推進計画策定

検討委員会」を「小田原市健康増進計画推進委員会」に改め、同表小田原市自殺対策
計画策定検討委員会の項を削る。

令和 4 年 2 月 1 6 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

市長の附属機関として小田原市成年後見制度利用促進審議会ほか2件の委員会を設置
する等のため提案するものであります。